

福祉保健部報告事項

マスクの追加配付について 権利擁護センター（200枚）、医師会（9500枚）、歯科医師会（9500枚）

消毒液について 庁舎、学校、市施設消毒液必要量等を調査中

令和2年3月6日

(宛先) 管理職者

小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 西岡 真一郎

(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について (通知)

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、感染をできる限り抑えることが重要となっています。

本件については、令和2年2月25日付の事務連絡で通知しているところですが、留意事項等について改めて周知するとともに、本市においても感染リスクの軽減を図るため、職員又はその親族(同居)が新型コロナウイルスに罹患した場合(罹患した疑いがある場合を含む)等の「職務に専念する義務の免除」の適用について、新たに周知しますので、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 「職務に専念する義務の免除」の適用について

(1) 対象者

以下の全職員(非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。)

ア 職員又はその親族(同居)が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

イ 職員又はその親族(同居)が新型コロナウイルス感染症に罹患したおそれがあり、一定期間、医療機関等で入院等をしている場合

ウ 職員又はその親族(同居)に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

エ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(2) 申請方法等について

ア 該当職員は、申請前に所属長に相談すること

イ 所属長は、相談を受けたら申請前に、職員課長又は庶務課長に報告すること

- (3) 実施時期
当分の間

2 留意点

- (1) 手洗い、うがい、咳エチケットを徹底すること
- (2) 窓口対応する職員においては、市民に対する飛沫感染対策として、マスクを着用すること
- (3) 不特定多数の人が出入りする等、人混みの多い場所を避けること
- (4) 風邪症状があれば、外出を控え、やむを得ない場合にはマスクを着用すること
- (5) 所属長は日常的に職員の健康状況を把握するとともに、職員間でも互いに注意すること

特に、発熱等の風邪症状が見られる場合、速やかに所属長に相談することとし、無理な出勤は避けること

(主な症状等)

ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合

イ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合

(主な相談先等)

ア 新型コロナコールセンター

TEL 0570-550-571

イ 帰国者・接触者相談センター

TEL 042-362-2334 (平日9時~17時。多摩府中保健所(小金井市在住の場合))

TEL 03-5320-4592 (平日夜間及び土日祝日の終日。東京都等合同電話相談センター)

- (6) 出張や会議の開催については、その必要性を精査し、中止又は延期を検討すること
- (7) その他、各自において日々の体調管理に努めること

3 問い合わせ先

市長部局及び行政委員会

総務部職員課人事研修係 (内線2503)

総務部職員課労働安全衛生担当 (内線2507)

教育委員会

学校教育部庶務課庶務係 (内線3804)

全体の使用量			
	ビュースラックス	手袋	紙タオル
1回量	148ml	176枚	445枚
午前2回、午後2回消毒した場合の1日量	592ml	704枚	1,780枚
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	23,680ml	28,160枚	71,200枚

本庁舎				
	ビュースラックス	手袋	紙タオル	
1階	総務課	2枚	2枚	5枚
	職員課	2枚	2枚	5枚
	管財課	2枚	2枚	5枚
	地域安全課	2枚	2枚	5枚
	統計資料室	2枚	2枚	5枚
2階	印刷室	2枚	2枚	5枚
	企画政策課	2枚	2枚	5枚
	財政課	2枚	2枚	5枚
	広報秘書課(広報)	2枚	2枚	5枚
	市長室(秘書係が実施)			
	第一副市長室(秘書係が実施)			
	第二副市長室(秘書係が実施)			
	広報秘書課(秘書)	4枚	4枚	15枚
	第一会議室			
	第二会議室			
4階	第三会議室			
	議会事務局	2枚	2枚	5枚
	議長応接室(議会事務局が実施)			
1回量合計	24ml	24枚	65枚	
午前2回、午後2回消毒した場合の1日量	96ml	96枚	260枚	
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	3,840ml	3,840枚	10,400枚	

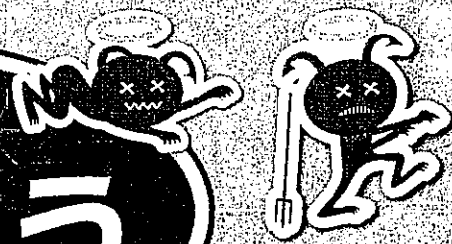
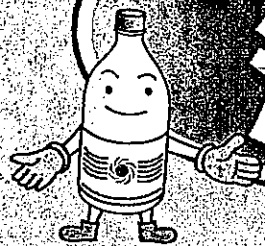
第2庁舎					
	ビュースラックス	手袋	紙タオル		
1階	市民課	2枚	2枚	5枚	
	会計課	2枚	2枚	5枚	
2階	広報秘書課(広聴)	2枚	2枚	5枚	
	保険年金課	2枚	2枚	5枚	
	自立生活支援課	2枚	2枚	5枚	
	介護福祉課	2枚	2枚	5枚	
	地域福祉課	2枚	2枚	5枚	
	市民税課	2枚	2枚	5枚	
3階	資産税課	2枚	2枚	5枚	
	納税課	2枚	2枚	5枚	
	子育て支援課	2枚	2枚	5枚	
	保育課	2枚	2枚	5枚	
	4階	環境政策課	2枚	2枚	5枚
		下水道課	2枚	2枚	5枚
	5階	経済課	2枚	2枚	5枚
		消費生活相談室	2枚	2枚	5枚
		コミュニティ文化課	2枚	2枚	5枚
		ごみ対策課	2枚	2枚	5枚
児童青少年課		2枚	2枚	5枚	
都市計画課		2枚	2枚	5枚	
道路管理課		2枚	2枚	5枚	
建築営繕課		2枚	2枚	5枚	
まちづくり推進課		2枚	2枚	5枚	
交通対策課		2枚	2枚	5枚	
6階	監査委員事務局	2枚	2枚	5枚	
	選挙管理委員会事務	2枚	2枚	5枚	
	情報システム課	2枚	2枚	5枚	
	総務課(情報公開)	2枚	2枚	5枚	
	監査委員室(監査委員事務局が実施)				
7階	庶務課	2枚	2枚	5枚	
	学務課	2枚	2枚	5枚	
	指導室	2枚	2枚	5枚	
	生涯学習課	2枚	2枚	5枚	
	教育長室(庶務課が実施)				
8階					
1回量合計	64ml	64枚	160枚		
午前2回、午後2回消毒した場合の1日量	256ml	256枚	640枚		
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	10,240ml	10,240枚	25,600枚		

小中学校・公民館				
	ビュースラックス	手袋	紙タオル	
小学校	小金井第一小学校	4枚	6枚	15枚
	小金井第二小学校	4枚	6枚	15枚
	小金井第三小学校	4枚	6枚	15枚
	小金井第四小学校	4枚	6枚	15枚
	東小学校	4枚	6枚	15枚
	前原小学校	4枚	6枚	15枚
	本町小学校	4枚	6枚	15枚
	緑小学校	4枚	6枚	15枚
	南小学校	4枚	6枚	15枚
	中学校	小金井第一中学校	4枚	6枚
小金井第二中学校		4枚	6枚	15枚
東中学校		4枚	6枚	15枚
緑中学校		4枚	6枚	15枚
南中学校	4枚	6枚	15枚	
公民館	4枚	4枚	10枚	
1回量合計	60ml	88枚	220枚	
午前2回、午後2回消毒した場合の1日量	240ml	352枚	880枚	
2ヶ月実施した場合(1か月を20日で計算)	9,600ml	14,080枚	35,200枚	

庁舎別必要量	購入単位	購入量
本庁舎	5ℓ	1本
第2庁舎	5ℓ	2本
小中学校、公民館	600ml	32本

感染症予防に。万全な衛生管理のために。

次亜塩素酸ナトリウムで 消毒しましょう



第2類医薬品

ピューラックス

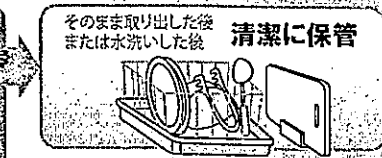
次亜塩素酸ナトリウム6%液

まな板・ふきん等の消毒

水ですすめて0.02%液をつくります

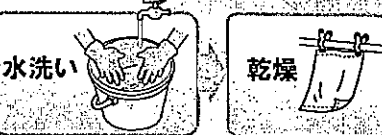
水1Lに対してピューラックス約3.3mL

まな板、
器具等



注意：金属に使用した場合にサビの原因となりますのでご注意ください。

ふきん類



トイレの消毒

水ですすめて0.02%液をつくります

水1Lに対してピューラックス約3.3mL



ノロウイルス
対策

吐物の処理 (床や壁の消毒)

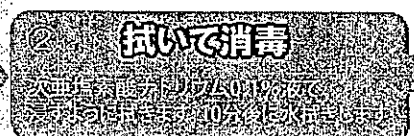
水ですすめて0.1%液をつくります

水1Lに対してピューラックス約16.9mL

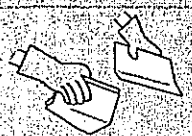
注意：色柄物に使用した場合、漂白または変色しますので使用を避けてください。

「処理に取り掛かる前に」 手袋・マスク・ガウンを着用 換気をよくする

① 飛び散らないようにペーパータオル等で外側から内側に向けて静かに拭き取ります。



③ 使用したペーパータオル等を入れた廃棄用ポリ袋の中に、0.1%液を十分に浸るくらい注ぎます。



使用した手袋は、外側を内にして外し袋に入れます。袋の口はしっかり閉じます。

足で踏まないように注意

(目安) 汚物のあった場所の中心から半径2m程度の範囲

① 注意 酸との混合により有毒ガスが発生します。酸性の製品や、その他の製品と混合・併用しないでください。

④ 処理に使用したバケツなどは洗浄し、水で流した後0.1%液を使って消毒します。最後によく手を洗い、うがいをします。

「ピューラックス」は薬局・薬店でお求めいただけます。

<http://www.oyalox.co.jp>

株式会社 オーヤラックス





「衛生的な生活環境を創造する。『Keep Your Clean Life』」

株式会社 オーヤラックス

HOME

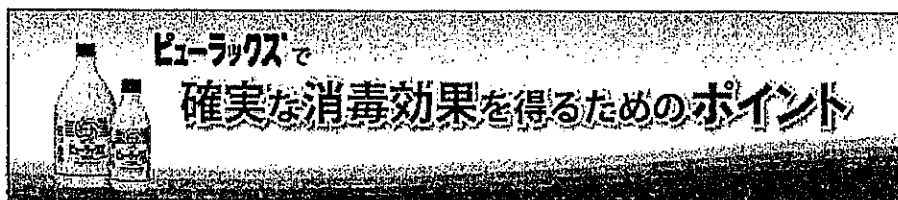
● ピューラックス

● 製品案内

● 会社情報

● お問い合わせ

製品案内
医療・福祉施設の衛生に
食品の衛生に
水の衛生に〈薬品/測定器〉
水の衛生設備・機器
非常時のお役立ち製品
くらしの中の衛生管理
ピューラックスで菌から自分の家の中を守りましょう
食中毒の予防
暮らしの衛生
在宅介護における衛生管理
ノロウイルス感染防止対策



ピューラックスは、使用期限内(製造日から1年間)に用法・用量に従って使用することで確実な消毒効果が得られます。

主成分である次亜塩素酸ナトリウムは、消毒対象と接触することにより有効成分が低減します。低減する割合は消毒対象の状態により一定ではありません。このような性質をふまえ、ピューラックスを使用して確実な消毒を行うために重要となるポイントをシーン別にご案内します。

生活環境や器具、リネン類を消毒するとき

水を消毒するとき

ピューラックスで生活環境や器具、リネン類を消毒するときのポイント

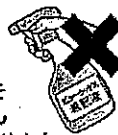
- 消毒を行う前に、洗浄するなどして対象物の汚れを除去します。
- ピューラックスを水で希釈して使用します。ピューラックスの希釈液を用いて、浸漬または清拭することにより消毒を行います。
- ピューラックスの希釈液は原則として使用する時につくります。

関連製品: ピューラックスを手軽に、正確に希釈する装置

ピューラックス専用希釈装置
塩素濃度 50~300mg/L ミニクロベット®

ピューラックス専用希釈装置
塩素濃度 200~1000mg/L ミニクロベット®WR

噴霧ではご使用になりませんよう
ご注意ください



スプレーボトルによりピューラックスの希釈液を噴霧してご使用になりますと、液体がまんべんなく行き渡らず消毒が不十分になるおそれがあります。また、ミスト状になったピューラックスの希釈液を吸い込んでしまうと健康被害につながる可能性があるため危険です。

ピューラックス希釈液における
次亜塩素酸ナトリウム濃度の推移

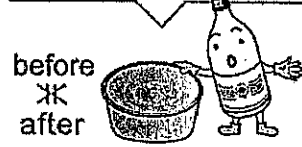
— 用途A
— 用途B

使用後

使用後

濃度

使用後の希釈液は、たとえ見た目に変化が無くても次亜塩素酸ナトリウム濃度が下がっています。



ピューラックスで水を消毒するときのポイント

- 水質に適した分量のピューラックスを投入(または注入)します。
- 水中の残留塩素濃度を測定し、目標とする残留塩素濃度になるよう分量を調節して投入(または注入)します。

消毒液の作り方（次亜塩素酸ナトリウムの希釈液）



【0.02%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	50倍にする	60ml	3ℓ
6%の場合	300倍にする	10ml	3ℓ
12%の場合	600倍にする	5ml	3ℓ

【0.1%次亜塩素酸ナトリウムの作り方】

原液の濃度	希釈倍数	原液	水
1%の場合	10倍にする	330ml	3ℓ
6%の場合	60倍にする	50ml	3ℓ
12%の場合	120倍にする	25ml	3ℓ

【次亜塩素酸ナトリウム濃度】

濃度	商品名（例）
1%	ミルトン、ミルクボン、ピュリファン
5~6%	ジアノック、ハイター、ブリーチ
6%	ピューラックス、次亜塩6%「ヨシダ」、アサヒラック、テキサント
10%	ピューラックス-10、ハイポライト10、アサヒラック、アルボースキレーネ
12%	ジアエース、アサヒラック、バイラックス

例) 市販の漂白剤（塩素濃度約5%）の場合：漂白剤のキャップ1杯 約20~25ml

ペットボトルのキャップ1杯が約5ml



対象	濃度	希釈方法
	希釈倍率	
<ul style="list-style-type: none"> ● 便や吐物が付着した床等 ● 衣類などの漬け置き 	0.1%	①500mlのペットボトル1本の水に10ml (ペットボトルのキャップ2杯)
	50倍	②5ℓの水に100ml (漂白剤のキャップ5杯)
<ul style="list-style-type: none"> ● トイレの便座やドアノブ、手すり、床等 ● 食器などの漬け置き 	0.02%	①500mlのペットボトル1本の水に2ml (ペットボトルのキャップ半杯)
	250倍	②5ℓの水に20ml (漂白剤のキャップ1杯)

← 1回使用の現実的な量

作りおきせず、その都度作る

小金井市コロナウィルス対策会議への要望事項

2020年3月5日

日本共産党小金井市議団

水上 洋志

連日お疲れ様です。この間の市民や各事業所から寄せられた意見要望についてお伝えします。ご検討の上対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 障害児の放課後デイサービスを利用している児童について、特別支援学級の設置校において受け入れるよう検討を要請します。

学童保育を利用する児童は、午前中各学校での受け入れが認められています。障害児の放課後デイサービスの趣旨は学童保育と同様であり、受け入れの検討が必要ではないでしょうか。

受け入れている事業所も朝から受け入れて、職員体制など大変な苦勞をかかえているのが現状です。

3月2日の文部科学省と厚生労働省からの連絡文書では、教員の学童保育などへの協力と学校での受け入れが示されています。

市教育委員会でのご検討をよろしく申し上げます。

また、事業所では、送迎を職員が行っておりスクールバスの利用を検討していただけないでしょうか。

以上